

日高広域観光振興協議会規約

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本協議会は日高広域観光振興協議会と称し、事務所を日高振興局に置く。

(目 的)

第2条 本協議会は日高地方の観光発展のため、会員相互の密接な連絡、協調を図り広域観光の推進に積極的に関わり、当地方のイメージアップと観光客の誘致促進に努めることを目的とする。

(事 業)

第3条 本協議会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 会員相互の情報及び資料の交換
- 2 広域観光推進のためのPR活動
- 3 観光地の美化、観光資源の保存
- 4 観光事業従事者の人材確保及び資質向上のための事業
- 5 その他本協議会の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

(組 織)

第4条 本協議会は日高地方の市町村、市町村観光関係団体及び広域観光関連団体並びに和歌山県日高振興局をもって組織し、会員となる。

(入会の手続)

第5条 本協議会の会員になるには理事会の承認を得なければならない。

(会費の納入)

第6条 会員は総会で定めた会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第7条 会員は脱退することにより資格を失う。

第 3 章 役 職 員

(役 員)

第 8 条 本協議会に次の役員及び職員を置く。

会長 1 名、 副会長 2 名、 理事 若干名
監事 2 名、 事務局長 1 名

(役員を選任)

第 9 条 会長、副会長、理事、監事は総会において選任し、事務局長は会長がこれを委嘱する。

(職 務)

第 10 条 会長は本協議会を代表して会務を総理し、総会を招集し、その議長となる。

(2) 副会長は会長を補佐して会務を総轄し会長事故あるときはこれを代理する。

(3) 理事は理事会を組織し本協議会の重要事項を審議する。

(4) 監事は本協議会の出納を監査する。

(5) 事務局長、書記は会長の指示により会務の処理にあたる。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は2カ年とする。但し、再任は妨げない。役員は任期満了後であっても後任者が決定するまではその職務を行うものとする。補充による役員任期は前任者の在任期間とする。

(顧 問)

第 12 条 本協議会に顧問を置くことができる。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 13 条 会議は総会、理事会とし会長これを招集する。

(総 会)

第 14 条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(2) 総会は本協議会の決議機関にして会員の過半数の出席により成立する。

但し、委任状による出席を認めることができる。

(3) 通常総会は毎年一回これを開催する。

(4) 臨時総会は会長が必要と認めた場合又は理事会の決議あるいは会員の5分の1以上の請求あった場合はこれを開催する。

(理事会)

第15条 理事会は必要に応じて会長がこれを招集し、事業計画並びに予算決算、その他総会等に提案する重要事項を審議する。

(議決)

第16条 総会及び理事会は出席者の過半数の同意を得てこれを決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

(部会)

第17条 本協議会の事業を運営するにあたり、必要に応じて部会を設けることができる。

(2) 部会に関して必要な事項は会長が理事会の意見を聞いて別に定める。

第5章 会 計

(経費)

第18条 本協議会の経費は負担金、助成金、会費、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第19条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

(雑則)

第20条 この規約に定めるものの他、必要な事項は理事会に諮り会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年5月9日より施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日より施行する。